

新宮町告示第85号

令和8年第2回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年5月20日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和8年6月5日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君

片岡 誠治君

温水 眞君

安武久美子君

庵原 伸一君

西 健太郎君

大牟田直人君

横大路政之君

北崎 和博君

牧野真紀子君

上畝地白馬君

松井 和行君

○6月5日に応招した議員

全員

○6月8日に応招した議員

全員

○6月16日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和8年 第2回（定例）新 宮 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和8年6月5日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和8年6月5日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 議案訂正の件について
- 日程第4 第45号議案 専決処分について（新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 第46号議案 専決処分について（令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について）
- 日程第6 第47号議案 専決処分について（令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について）
- 日程第7 第48号議案 専決処分について（令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について）
- 日程第8 第49号議案 専決処分について（令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）
- 日程第9 第50号議案 専決処分について（令和7年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第10 第51号議案 新宮町立学童保育所設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第52号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第53号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第54号議案 令和8年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第55号議案 令和8年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 第56号議案 令和8年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第16 第57号議案 令和8年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第58号議案 令和8年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第18 第59号議案 令和8年度新宮町一般会計補正予算について

- 日程第19 第60号議案 工事請負契約の締結について（新宮小学校昇降機設置工事）
- 日程第20 第61号議案 工事請負契約の締結について（新宮東小学校校舎屋上防水及び外壁改修工事）
- 日程第21 第62号議案 工事請負契約の締結について（新宮東小学校体育館空調機設置等工事）
- 日程第22 第63号議案 工事請負契約の締結について（新宮町庁舎大規模改修工事（第2期））
- 日程第23 第64号議案 町道路線の認定について
- 日程第24 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第25 報告第10号 令和7年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第26 報告第11号 令和7年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第27 報告第12号 令和7年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第28 報告第13号 令和7年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第29 報告第14号 令和7年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第30 報告第15号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第31 報告第16号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 議案訂正の件について
- 日程第4 第45号議案 専決処分について（新宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 第46号議案 専決処分について（令和7年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について）
- 日程第6 第47号議案 専決処分について（令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について）
- 日程第7 第48号議案 専決処分について（令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について）
- 日程第8 第49号議案 専決処分について（令和7年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）
- 日程第9 第50号議案 専決処分について（令和7年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第10 第51号議案 新宮町立学童保育所設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第11 第52号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第53号議案 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第54号議案 令和8年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第55号議案 令和8年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 第56号議案 令和8年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第16 第57号議案 令和8年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第58号議案 令和8年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第18 第59号議案 令和8年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第19 第60号議案 工事請負契約の締結について（新宮小学校昇降機設置工事）
- 日程第20 第61号議案 工事請負契約の締結について（新宮東小学校校舎屋上防水及び外壁改修工事）
- 日程第21 第62号議案 工事請負契約の締結について（新宮東小学校体育館空調機設置等工事）
- 日程第22 第63号議案 工事請負契約の締結について（新宮町庁舎大規模改修工事（第2期））
- 日程第23 第64号議案 町道路線の認定について
- 日程第24 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第25 報告第10号 令和7年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第26 報告第11号 令和7年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第27 報告第12号 令和7年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第28 報告第13号 令和7年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第29 報告第14号 令和7年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第30 報告第15号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第31 報告第16号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 江口 正明君 | 2 番 | 片岡 誠治君 |
| 3 番 | 温水 眞君 | 4 番 | 安武久美子君 |
| 5 番 | 庵原 伸一君 | 6 番 | 西 健太郎君 |

7 番	大牟田直人君	8 番	横大路政之君
9 番	北崎 和博君	10 番	牧野真紀子君
11 番	上畝地白馬君	12 番	松井 和行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君 議会事務局局長補佐 …… 上野 将司君
議会事務局主査 …………… 須崎 陽平君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	桐島 光昭君	副町長 ……………	財間 輔君
教育長 ……………	小川 隆弘君		
総務課長 ……………	森 和也君	地域協働課長 ……………	安河内正路君
政策経営課長 ……………	高木 昭典君	税務課長 ……………	阿部 仁君
住民課長 ……………	藤 由香君	健康福祉課長 ……………	森 真二君
子育て支援課長 ……………	高木 克博君	産業振興課長 ……………	稲光 豊君
環境課長 ……………	片山 勇二君	都市整備課長 ……………	内兼久康宏君
上下水道課長 ……………	道脇 繁君	会計管理者 ……………	桐島 聡君
学校教育課長 ……………	三船 史郎君	社会教育課長 ……………	桐島 貴幸君
代表監査委員 ……………	井上 正剛君		

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和8年第2回新宮町議会定例会を開会します。それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、西健太郎議員、7番、大牟田直

人議員、事故に備えて、8 番、横大路政之議員を指名いたします。

日程第 2. 会期決定について

○議長（松井 和行君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 12 日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 16 日までの 12 日間に決定いたしました。

会期の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（桐島 光昭君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和 8 年第 2 回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

まずは、本年 4 月 24 日に発覚いたしました遺留金の紛失につきまして、議員の皆様及び町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことに対し、改めて心からお詫び申し上げます。現在、警察の捜査に協力するとともに、先月 28 日には第 1 回新宮町遺留金紛失事件再発防止検討委員会を開催し、また、昨日、今回の事件における管理責任について協議するため、第 1 回新宮町職員懲戒審査委員会を開催したところでございます。公務に対する皆様からの信頼回復に向け、再発防止の取組を鋭意進めてまいります。また、今後の取組状況につきましても、随時ご報告をさせていただきます。

さて、国内の経済状況を見ますと、終息の兆しが見えない中東情勢の混乱の中、原油価格の大幅な上昇と原油やナフサ等の供給不足により、国内でも物価高騰や生産の減少が続いております。様々な商品の価格が上昇し、特に建築資材等の高騰と供給不足は、現在町が実施しております事業にも大きな影響を及ぼすのではないかと危惧いたしております。このような中、高市首相は一般会計の予算規模が 3 兆円強となる令和 8 年度補正予算案の編成を表明し、今月 3 日、衆議院及び参議院において審議が始まっており、本日には成立する見通しと報道がなされております。この補正予算では、中東情勢等対応予備費を創設し、ガソリンなどの価格を下げる補助金の継続などに充てるほか、LP ガスの利用者を支援するため、重点支援地方交付金も盛り込まれる予定とされており、本町におきましても今後、国から発信される様々な情報を的確に捉え、補助金などを有効に活用しながら、効率的、効果的に事業を進めてま

います。また、令和8年度におきましては国では町民の暮らしや企業の給与計算に直結する重要な制度改正が行われます。例を申し上げますと、昨今の物価上昇に対応するため、基礎控除が最大104万円に拡充され、所得税の非課税ラインが最大約178万円まで引き上げられました。そのほか、働きながら年金を受給する際の支給停止基準額が引き上げられ、高齢者の方々がより就労を継続しやすい制度に見直されております。このような国の制度改正におきましても、本町としてしっかり対応できるよう情報を的確にとらえ、対処してまいります。

さて、令和8年度が始まり、早くも2か月が経過いたしました。今年度から日程が変更になりました新宮町クリーン作戦は無事終了したものの、後に発覚いたしました紛失事件に伴い、これまで事務事業の適正化や現金管理の適正化など、業務の点検作業を行ってまいりました。まだまだ不十分な点があるかと思いますが、すぐにできることから改善するよう指示を出しているところでございます。また、中学校の体育会、小学校の運動会は晴天にも恵まれ、無事終了をいたしております。これからは、第48回新宮町子ども相撲大会、新宮町消防団消防操法大会、三月間町民のつどいなどのイベントもございますので、一つ一つのイベントを確実に実施してまいりたいと考えております。さらに、本年度もシーオーレ新宮大規模改修工事や新宮東小学校校舎屋上防水及び外壁改修工事、同じく新宮東小学校体育館空調機設置等工事、新宮小学校昇降機設置工事、さらには新宮町庁舎大規模改修工事の第2期分など、多額の財源を伴う事業を実施してまいりますが、今まで以上に、適正な業務執行に努めてまいります。加えて、町民の皆様が関心の高いスマートインターチェンジ設置、新体育館構想、旧新宮東幼稚園敷地活用などの事業につきましては、丁寧な説明と情報発信を行っていくとともに、議会の皆様のご協力をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。また、アクティブ新宮や新宮町のホームページなどでお知らせのとおり、先月29日から気象庁は、新たな防災気象情報の運用を開始されております。そのような中、今月3日、和歌山県南部の河川にレベル5の氾濫特別警報が初めて発令されております。また、昨日には九州北部が梅雨入りしたと見られると気象庁から発表がございました。昨年、本町は大雨災害に見舞われ、現在、新宮中央浄化センターの復旧工事は継続中でございます。先日には、台風第6号が接近するなど、大雨等に対する備えが必要な時期となっております。昨年の教訓を活かし、気象庁からの防災気象情報を有効に活用しながら、災害に対する十分な備えを職員一丸となり、気を引締めて進めてまいりたいと思っております。

それでは、本日提案しております議案は、専決処分の報告6件、条例の制定・改廃3件、令和8年度補正予算6件、契約議案4件、路線認定1件の計20議案、また、諸報告として8件を提出いたしております。なお、追加議案等の予定もございます。ご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げ、私の招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第 3. 議案訂正の件について

○議長（松井 和行君） 日程第 3、議案訂正の件についてを議題といたします。町長から現在、上下水道料金等特別委員会に付託中であります第 9 号議案、新宮町下水道条例等の一部を改正する条例の制定についての訂正請求がありました。訂正の趣旨説明を求めます。副町長。

○副町長（財間 輔君） おはようございます。令和 8 年 3 月 3 日に提出をいたしました第 9 号議案、新宮町下水道条例等の一部を改正する条例の制定について、訂正いたしたく、その理由をご説明申し上げます。この議案につきましては、下水道などの使用料等の改定に伴い、新宮町下水道条例等の一部を改正するための条例を提案しておりましたが、条例の第 3 条において、新宮町簡易水道条例の第 30 条第 2 項を第 3 項とし、新たに第 2 項加える記載をすべきところ、新たに加える項が脱落していたこと、また、条例の附則において、「次に掲げる」と記載すべきところ、「次に掲げる」と誤記しておりましたので、議案の訂正をお願いするものでございます。昨年 12 月定例会に続き、議案の訂正が発生しましたことに深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございません。つきましては、添付しております別紙の正誤表のとおり、訂正をお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。

第 9 号議案に対する議案訂正の件について、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 全員異議なしと認めます。したがって、第 9 号議案に対する議案訂正の件についてを許可することに決定いたしました。

日程第 4. 第 45 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 4、第 45 号議案、専決処分について、新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（阿部 仁君） 皆様、おはようございます。第 45 号議案、専決処分について、新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分しましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

理由としまして、地方税法等の改正によるもので、記載のとおりとなっております。今回の主な改正点は、個人町民税の控除等の見直しのほか、軽自動車税の環境性能割の廃止、軽自動車税種別割を軽自動車税とする名称の変更、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養

親族等申告書に関する規定の見直し、固定資産税の免税点の見直しなどになります。次のページに専決処分書を添付しております。次の 1 ページから 11 ページまでは改正条文、12 ページ以降は新旧対照表となっております。主な改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表でご説明いたします。なお、法令等の改正に伴う条ずれ、項ずれ、字句改正等につきまして、割愛させていただきます。それでは、12 ページをお願いいたします。第 18 条の 3 につきましては、軽自動車税種別割の名称変更に伴うもの、その下の第 19 条につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正となっております。15 ページをお願いいたします。1 番下、第 36 条の 3 の 3 の改正につきまして、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定に関しまして、改正前の条例では、第 1 項において申告書の対象者及び記載事項を規定しておりましたところ、改正後では対象者の見直しを行った上で、第 1 項に提出者の提出対象者を、第 2 項に申告書の記載事項を規定するほか、繰下げなどを行うものでございます。18 ページをお願いいたします。上段にございます第 63 条につきましては、物価指数等の上昇に伴い、固定資産税の免税点を家屋は 20 万円から 30 万円、償却資産は 150 万円から 180 万円にそれぞれ改めるものでございます。第 80 条からページを 24 ページまで進めていただきまして、24 ページ中段の第 91 条第 7 項まで、軽自動車税の環境性能割の廃止及び種別割の名称変更に伴い、改めるものでございます。附則第 6 条は、特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例につきまして、適用期限を撤廃するものでございます。25 ページをお願いいたします。こちらは、住宅借入金等特別税額控除について、附則第 7 条の 3 の 2 を附則第 7 条の 3 とし、適用期限を 5 年延長するものでございます。26 ページをお願いいたします。附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきまして、適用期限を 3 年延長するものでございます。28 ページをお願いいたします。附則第 10 条の 2 は、固定資産税の特例に関する、いわゆる「わがまち特例」の割合を規定するものでございますが、第 10 項から第 16 項までの割合を国の基準の改正に合わせ、改めるものでございます。第 18 項から第 20 項までを削り、以後の繰上げを行うほか、29 ページをお願いいたします。第 26 項に、バリアフリー改修工事を行った特別特定建築物に係る割合を新たに整備しております。31 ページをお願いいたします。中ほどにあります附則第 10 条の 3 第 16 項は、対象建築物を特別特定建築物の一部から、特別特定建築物全般へと拡大する見直しを行うものでございます。32 ページをお願いいたします。1 番下になりますが、附則第 10 条の 5 は、令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例に関する申告等の規定を新たに整備するものでございます。34 ページをお願いいたします。附則第 15 条の 2 から、ページを 36 ページまで進めていただきまして、36 ページ中段の附則第 15 条の 6 までは軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正、次の附則第 16 条からページを 38 ページまで進めていただきまして、38 ページ中段の附則第 16 条の 2 第

3 項までは、主に軽自動車税種別割の名称変更に伴う改正のほか、車両の新車登録に係る適用期間などを改めるものでございます。40 ページをお願いいたします。40 ページ中段、附則第 17 条の 2 につきましては、優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきまして、適用要件の見直しを行った上で、適用期限を 3 年延長するものでございます。42 ページをお願いいたします。下側になりますが、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきまして、申告分離課税方式とする法改正に伴い、新たに附則第 19 条の 3 の規定を整備するものでございます。47 ページをお願いいたします。軽自動車税種別割の名称変更に伴いまして、平成 26 年新宮町条例第 10 号で公布しました新宮町税条例等の一部を改正する条例の一部を記載のとおり改正するものでございます。

施行の時期につきましては、原則令和 8 年 4 月 1 日施行でございます。なお、改正条文は割愛とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 45 号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 45 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 5. 第 46 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 5、第 46 号議案、専決処分について、令和 7 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（稲光 豊君） おはようございます。第 46 号議案、専決処分について説明いたします。令和 7 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分しましたので、報告し承認を求めるものでございます。

理由といたしましては、記載のとおりでございます。次のページに専決処分書を添付しております。それでは、1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ 352 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 5,429 万 9,000 円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、全てが事業費の確定に伴うものでございます。

内容について、歳出より説明させていただきます。10、11 ページをお願いいたします。1 款 2 項 1 目事業費は、10 節需用費の減額をするもので、燃料費について使用料は見込みより増加いたしました。燃料である軽油の平均単価が見込みより安価であったため、減額となっております。

続いて、歳入について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目事業収入、1 節渡船料金は、令和 7 年度全体の乗船客数が前年比約 12 パーセント増の 21 万 6,823 人となり、その実績により増額するものでございます。2 節定期料金は、実績により減額するものでございます。2 款 1 項 1 目渡船事業国庫補助金及び 3 款 1 項 1 目渡船事業県補助金につきましては、それぞれ補助金の確定により増額するものでございます。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金は収支調整でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3 番 温水 眞君） ちょっと乗客数について、聞きそびれたんで、もう一度、前年比とお願いします。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲光 豊君） はい。お答えいたします。令和 7 年度の乗客数でございますが 21 万 6,823 人となっております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに。温水議員。

○議員（3 番 温水 眞君） はい。去年の 3 月の予算委員会でも申し上げたんですけど、新しく課長が代わられたんで、いろいろ言うつもりはないんですけど、考え方を申し上げます。これ県の補助金とか国の補助金とか分からないということもあって、予算作成時に、なかなかこの一般会計の繰出金の部分は見通しがつかないということは、前任の方もいろいろ聞いています。それから、乗客数の伸びについても、前年を上回るような乗客数では考えてないということも聞いていますので、その辺の制約は一応あると思うんですけども、やっぱりもともとのこの予算立てるときに、7,000 万円ぐらいのたしか一般会計からの繰入金、計画していますよね。7,143 万 9,000 円ですか、もともと。結果、いろいろ最終的な数字が確定して、965 万 3,000 円と 6,000 万円ぐらいの違いがあるんですよ。これは、いろいろ予期せぬ出来事もあると思うんで、その金額についてのいろいろ言うことはないんですが、毎年毎年こういうことを続けておってですね。ただ、この渡船事業だけをそのまま流れていくということではなくて、もし、そういう金額が必要であれば、それなりのことを何か考えてやるべきではないかなというふうに思うんです。新しい体制になられていますので、もう今までがどう

だということじゃなくて、今後、例えば増える観光客に対するサービスの新たな分を何をどうやっていくかとか、いろんなことあると思うんですけど、その辺を考えたかどうかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲光 豊君） はい。お答えいたします。なかなか渡船につきましても、渡船の乗降客数につきましては、欠航の状況とかですね、増便、観光客の数によります増便の数とかによっても収入とかいうのは変わってまいります。だから、なかなか正確につかむっていうのはなかなか難しいとは思いますが、その辺りはできる限り慎重に、予算作成の段階で精査をできるだけ分析を行ってやっていきたいと考えております。あと、国県等の補助金に関しましても、ベースとしては前年、前々年延べ金額がベースになっておるところもございますが、必ず求めている金額どおりつかないというケースもございます。そういったところをできる限り分析をいたしまして、繰入金等の額が大きく変更がないようには取り組んでいきたいと考えておりますが、なかなか難しい部分もあるのかなというふうに考えております。いずれにしても、しっかりできる限りの分析をやって、予算計上させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 46 号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 46 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 6. 第 47 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 6、第 47 号議案、専決処分について、令和 7 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第 47 号議案、専決処分について説明いたします。令和 7 年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。1 ページをお願いします。歳入歳出予算の補

正としまして、歳入歳出それぞれ 2,637 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 7,005 万 7,000 円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、そのほとんどが事業費の確定に伴います減額補正、国県支出金等の確定に伴います財源更正となっております。

歳出について説明いたします。12、13 ページをお願いします。1 款 1 項総務管理費、2 款 1 項療養諸費、同じく 2 項高額療養費、次の 14、15 ページをお願いします。2 款 4 項出産育児諸費、3 款 1 項医療費給付費分、同じく 2 項後期高齢者支援金等分、同じく 3 項介護納付金分、次の 16、17 ページをお願いします。4 款 1 項特定健康診査等事業費、5 款 1 項償還金及び還付加算金、以上でございます。2 款 1 項 1 目と 3 款につきましては、国県支出金の確定による財源内訳の変更のみを行っております。その他のものにつきましては、それぞれの実績が見込みより少なかったことによる減額になります。特定財源につきましては、県の普通交付金は減額、特別交付金によるものは増額を行い、その他のものにつきましては、一般会計繰入金で調整を行っております。

続きまして、歳入について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税につきましては、当初見込みより、現年課税分及び滞納繰越分の収入が多かったため増額となっております。10、11 ページをお願いいたします。3 款 1 項県補助金については、支出の減額に伴う交付金の減額となります。6 款諸収入につきましては、当初見込みより収入が少なかったことによる減額となります。また、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金で収支調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 47 号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 47 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 7. 第 48 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 7、第 48 号議案、専決処分について、令和 7 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第 48 号議案、専決処分について説明いたします。令和 7 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。1 ページをお願いします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ 680 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 396 万 1,000 円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、事業費の確定に伴うものでございます。

歳出について説明いたします。10、11 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費、11 節役務費の郵便料金、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、18 節負担金補助及び交付金の保険料等負担金、3 款 1 項 1 目保険料還付金、22 節償還金利子及び割引料の還付金及び還付加算金の額が確定したことによる減額となっております。

続きまして、歳入について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。1 款 1 項後期高齢者医療保険料につきましては、当初見込みより普通徴収保険料現年課税分の収入が多かったため増額となっております。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は収支調整でございます。5 款 2 項 1 目保険料還付金は、額の確定による増額、5 款 3 項 1 目雑入は、令和 6 年度分後期高齢者医療一般会計市町村事務費負担金及び特別会計市町村事務費負担金の額の確定などに伴い増額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 48 号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 48 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 8. 第 49 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 8、第 49 号議案、専決処分について、令和 7 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（森 真二君） 第 49 号議案、専決処分について説明いたします。令和 7 年度

新宮町相島診療所事業特別会計補正予算につきまして、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分しましたので、報告し承認を求めるものでございます。

理由は記載のとおりでございます。次のページに専決処分書を添付しております。1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ 293 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,444 万 4,000 円とするものでございます。

内容につきまして、歳出から説明いたします。11 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費、1 節報酬、それから、3 節職員手当につきましては、相島診療所看護師 2 名のうち 1 名が令和 7 年 9 月末で退職されましたので、残りの期間分の人件費を減額するものでございます。12 節委託料は、実績により減額するものです。2 款 1 項 1 目医療用機械器具費につきましては、特に修繕等発生しなかったための減額です。2 目医療用衛生材料費、3 目薬務費につきましては、実績により減額するものでございます。12 ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

歳入について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目総務使用料は、年間 1,812 人の診察を実施しておりまして、その実績により減額をしております。2 款 1 項 1 目診療所運営費補助金につきましては、補助金の確定により減額、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、収支調整でございます。

説明は以上となります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 49 号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 49 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 9. 第 50 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 9、第 50 号議案、専決処分について、令和 7 年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） おはようございます。第 50 号議案、専決処分について、令和 7 年度新宮町一般会計補正予算について、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。理由といたしまして、令和 7 年度の国庫支出金等が確定したことなどのため、令和 7 年度新宮町一般会計補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基

づき専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

2枚目に、専決処分書を添付しております。1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,807万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億5,491万1,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正及び第3条地方債の補正について説明いたします。6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正は追加分といたしまして、8款5項下水道費、公共下水道事業負担金の新宮中央浄化センター再度災害防止検討・計画策定業務委託及び新宮町公共下水道事業、浸水対策計画策定業務委託の2事業を計上しております。これらは、公共下水道事業会計において、当該事業の予算が繰り越されることとなったことに伴い、その財源となる公共下水道事業負担金を繰り越すものでございます。

第3表、地方債補正は変更分といたしまして、3つの事業を計上しております。電動車導入事業については、起債額が少額で借入期間も短期間であるため、起債を取りやめたものです。そのほか2事業については、いずれも事業費の確定に伴い、起債の限度額を変更するもので、補正前及び補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

今回の歳入歳出補正予算につきましては、各事業費の確定などに伴う減額補正、国県支出金の確定に伴う財源更正となっておりますので、これらの説明につきましては省略させていただきます。また、今回補正に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及びふるさと応援基金充当事業一覧を配付いたしておりますので、ご参照ください。

まず、歳出についてです。32、33ページをお願いいたします。2款1項1目12節ふるさと納税事業委託料、ワンストップ特例申請書受付業務委託料及び13節ポータルサイト使用料について、ふるさと納税の寄附額が見込みよりも少なかったため、それぞれ減額しております。44、45ページをお願いいたします。4款1項1目27節相島診療所事業特別会計繰出金は、当該特別会計に繰り出すものですが、増額計上しております。60、61ページをお願いいたします。13款3項基金費でございます。記載がありませんが、3目災害対策基金費を除き、1目減債基金費から6目宿泊税交付金基金費まで、それぞれに利子積立金を計上するとともに、2目財政調整基金費に今後の町財政の健全運営に資するため、2億8,118万4,000円を計上し、4目ふるさと応援基金費をふるさと寄附金の見込み減に伴い、1億5,000万円減額するものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて説明いたします。なお、地方譲与税、国庫支出金及び県支出金などにつきましては、金額の確定に伴う補正となっておりますので、説明は省略さ

せていただきます。10、11 ページをお願いいたします。1 款町税は、実績見込みによりまして、1 項町民税、2 項固定資産税、3 項軽自動車税、4 項町たばこ税をそれぞれ増額いたしております。28、29 ページをお願いいたします。17 款 2 項 1 目土地売却収入は、上府北の普通財産の処分が整ったため増額計上するものです。18 款 1 項 1 目一般寄附金は、実績見込みを踏まえ、ふるさと寄附金を 2 億 8,000 万円減額するものです。19 款 1 項 2 目財政調整基金繰入金につきましては、全額を基金に積み戻しております。なお、64 から 66 ページに、給与明細費をつけておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3 番 温水 眞君） はい。ふるさと寄附金の件について、考え方でちょっと申し上げておきますけど、この数字を確定の数字だろうということで、データを確認しますと、令和 4 年度ですか、ピークのときに 53 億円あって、今度は 27 億円ということですから、大体半減ですよ。委託料は、途中で総務省の意向もありまして変更になりました。それで 39 パーセント弱ということで、町に入ってくるお金については寄附金額は半減ですけど、その当時、4 年度で 20 億円あったのが、13 億 5,000 万円ぐらいいだということで、70 パーセント弱ですね、65 パーセントか。金額はちょっと別にしてね。この中で、経費率っていうか使用率が上がっているのが、ポータルサイトですよ。これはピークのときに 8.7 パーセントであったんですが、その後、さとふるが入ったりとかして、アマゾンがいまいち、貢献できていないということもあってね。この 7 年度で実績で逆算してやると 10.88 パーセント、つまり去年から 0.97 ポイント落ちとるんですよ。0.97 という、単純に 1 パーセントで言えば、2,700 万円かな。27 億からですから、要はポータルサイトの使用料がやっぱり年々上がっていると思うんです。これは、総務省の 1 週間ぐらい前の報道で見たんですけど、全国的には 11.3 パーセントぐらいが使用率で、これが高過ぎるということで、今年の 10 月から、8 月末までには結論を出すということを聞いていますけども、下がっていくのではないかなというふうに思うんです。それは、全体的な流れと、今までの経過ですけどね。年々下がっていつてますよね、これ。みんな全員分かっていると思うんですけど。前回も申し上げたと思うんですけど、やっぱりこの人の体制は、これは町でできますわな。ただし、そういう産品が毎年変わっていないんですよ、ほとんどね。エビとか牡蠣とか、いろいろありますけど。夏場と冬場とは違いますけど、その特産品の開発というのは、ここで今いろいろ言ったからってすぐできるものではないですよ、これ。時間もかかります。この使用料が、仮に何パーセントになるか分かりませんが、下がったとすれば、仮に 30 億円で 1 パーセントとして下がって 3,000 万円ですよ。それを町の懐に入れると言ったらちょっと言い過ぎかも分かりませんが、やっぱり同

じ広告宣伝なんで、それを有効に活用して、もっと額がもう1回押し上がるような形で臨んでほしいんですよ。なぜ、こうくどくど言いますかというますとね、もう先般、特別委員会があって120億円という、今後の5年間、計画が出たんですよ。あくまでも、これたたき台なんで、120億円そのままとは思いませんけどね。一方、財政シミュレーションを見てると、あれは2億円で計上していますよね、ふるさと納税。これは、あくまでもシミュレーションなんで、いろいろはあると思うんですけど、あれだけをまともに見ると、やっぱり今、基金が100億円ぐらいあるのかね。50億円ぐらい下がっていくんですよ。5年後はね。ですから、金額の下がりというのは、ふるさと納税が2億円しかいかないという予算で設定しているんで、そうなっているんでね。もう1回、このふるさと納税の、いくらとは言えませんが、この27億円は27億円でも大した金額だと思いますけども、やっぱりもうちょっと上がるような施策を打ってもらえないかなと。打ちませんかということですけど、どうお考えですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。議員がおっしゃるとおり、ずっとここ数年下がってきている状況でございます。ですので、何らかの手を打って少しでも上がるようなということで、今おもてなし協会ともいろいろお話をさせていただいておりますし、総務課の中でもいろんな職員と意見を交えながら、どういう対応をすれば、今後、少なくとも減らさないような、現状維持できるようなことができるのかと。加えておっしゃるように、増額するにはどうしたらいいのかというようなことを日々議論させていただいている状況でございます。ただ、すぐに解決するような具体的な策がなかなか思いつかない状況もございまして、できることからやっていこうということで今年、いろんな予算化もさせていただいている中で進めてはさせているんですけども、なかなか画期的な手が打てていない状況は確かにあると思いますので、今後ともいろんな知恵を出しながら進めていきたいというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 施策は、簡単にできれば誰でもやりますよね。難しいことはよく分かっただけですよ、私もね。経験から言ってもね。でも、やります、やりますって言って半歩でも前に進まないと、なかなか進まないんですよ。だから、もう前から言われるように、人員体制を強化したらどうかとか、いろいろありますよ。だから、そういうことで人の体制というのは、なかなか採用してもリタイアされる人とかいらっしゃるんで、努力していると思うんですけど、何かの手を打って、その成果が出るか出ないか分かりませんが、次の年はあのことをやってよかったのか、悪かったのかということの結論を得るような形でお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。おっしゃるように、こういうことをやりましたっていうことが報告できるようなことを施策としてやるというのはいいと思っていますので、いろいろ検討はしていきたいと思います。

○議長（松井 和行君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 50 号議案、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 50 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 10. 第 51 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 10、第 51 号議案、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（三船 史郎君） 第 51 号議案、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正の理由といたしまして、町立学童保育所において、待機児童の解消及び今後利用児童数の増加が見込まれる学童保育所の受入れ体制を整えることを目的として、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。今回の改正は、施行日を 2 段階に分けて定め実施するため、施行日ごとに改正する内容を、第 1 条、第 2 条に分けてそれぞれあらわしております。改正する内容につきましては、参考資料にてご説明させていただきます。それでは、3 ページの参考資料、新旧対照表、第 1 条関係をお願いいたします。この新旧対照表は、2 段階に分けて施行するもののうち、1 つ目の改正内容となります。まず、第 4 条の定員等についてですが、これまでは、第 1 項の第 1 号から第 4 号までで、各小学校の学童保育所のクラブ数及び定員を示しておりましたが、今回の改正により、それらの内容を別表に改めております。また、あわせて、現在、待機児童が生じている新宮東小学校学童保育所において、小学校の仮設校舎の一室を利用することで、待機児童の解消を図るため、新たに定員 30 人以下の第 3 クラブを追加するものでございます。続きまして、4 ページの参考資料、新旧対照表、第 2 条関係をお

願いたします。この新旧対照表は2つ目の改正内容となります。先ほど第1条関係で説明しました第4条の定員等の別表中、アンダーラインを引いております部分を改めるもので、まず、新宮小学校学童保育所ですが、下府土地地区画整理区域内において、マンション等の住宅建築が進むことに伴い、今後、学童保育所利用児童数の増加が見込まれるため、リースによる仮設保育所を設置して、受入れ体制を整えるために、定員30人以下の第4クラブを新たに追加するということと、現在、立花小学校特別教室棟新設工事に合わせて整備を進めている立花小学校学童保育所の定員を40人以下を60人以下に増やすよう改めるものです。

それでは、戻りまして2ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例中第1条の規定は、令和8年7月21日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行することとしています。

説明は以上となります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 待機児童の解消と今後の学童保育所の増の見込みをということとで提案されていますけど、まず心配しているのは、増えることによって職員の確保、以前、単価の低いということで途中で引上げてしないと、職員等が確保できないというようなことで、いろいろ相談等も受けておりましたけども、こういうふうな形で、例えば7月21日からされる分について増というふうな形ですけど、そのあたりについて職員の体制といいますか、そこらあたりの確保というのはできているのか。来年、新宮小学校学童保育というふうな形で増えますけど、そこらあたりの職員というのは確保できるのかなと、ちょっと心配しているところですけど、どういう対応をされているのか、お伺いします。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三船 史郎君） 今回、7月21日から施行します東小学校の第3クラブにつきましては、職員については現在、新宮北小学校が第4クラブありますけども、この北小学校については第4クラブ1から4の中であるんですが、比較的それぞれゆとりがあるクラス編成になっておりますので、それを今回3クラブ1から3に、ある程度まとめてクラス編制を変更します。それに伴いまして、第4クラブについては、形としては一時休止のような形でしまして、第4クラブにかかっていた人員を今度、東小学校のほうに移っていただいて対応するというような形で支援員の確保は考えております。新宮小学校につきましては、来年4月からになりますので、当然その支援員の増というのは出てきてまいりますので、そこら辺については指定管理者のほうと協議しながら、人員確保のほうに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 解消及びそういうことについてはいいと思いますけど、肝心のスタートしたとき、職員等が配置されていなければ受入れができないと思います。今の時点で、北小学校が1つクラブ定員が余っているんじゃないかなということで、新宮小学校に回すというような考えの答弁ですけど、例えば北小学校に置かれている職員の方が、新宮東小学校に配置転換ということになったら、職員の方はそういう配置転換というのは、OKというような形で理解しとっていいとですか。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三船 史郎君） はい。職員の配置につきましては、指定管理者が採用、それからは配置替えといたしますので、当然ながら今回のことにかかわらず、人員の配置替えというのはあっていますので、そこら辺については今回の異動に関して、指定管理者から適切に説明がなされた上で配置替えがなされるというふうに考えております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第51号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第51号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、10時45分まで休憩します。

午前10時34分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 第52号議案

○議長（松井 和行君） 日程第11、第52号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 克博君） 第52号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。改正の理由といたしまして、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が、令和8年4月1日に施行されたことに伴い、新たに創設された満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備等を行うため、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部

を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

なお、今回の条例改正は、内閣府令による関係法律の改正であり、町内に今回の条例改正の影響を受ける事業所などはないことを申し添えます。それでは、改正内容、新旧対照表にて説明いたします。7 ページをお願いいたします。第 6 条、第 7 条、第 13 条、第 25 条、第 35 条及び第 36 条については、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号に掲げる「小学校就学前子どもに該に該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」と、同条に第 2 号に掲げる「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」と、同条第 3 号に掲げる「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」と読み替えるものでございます。12 ページをお願いします。37 条については、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めるものであり、第 3 項に今回創設された、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者は、事業所ごとに利用定員を定めることとする規定を追加するものです。39 条から第 43 条、第 46 条、第 47 条、第 49 条及び第 50 条については、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであり、第 39 条第 3 項に満 3 歳以上限定小規模保育事業者は、利用申込みにかかる子どもの数が、利用定員の総数を超える場合は、保育を受ける必要が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする規定を追加するものです。19 ページをお願いいたします。51 条から 52 条は、特定地域型保育給付費に関する基準を定めるものであり、第 51 条の 2 に、満 3 歳以上限定小規模保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合の基準を追加するものです。23 ページをお願いします。附則第 5 条は、連携施設に関する経過措置を定めるものであり、満 3 歳以上限定小規模保育事業者については、当該経過措置の対象外とするものです。戻りまして 6 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。また、令和 7 年改正法附則第 6 条第 3 項の経過措置について、基準府令の基準を条例で定められた基準とみなす期間の終期を本条例の公布日とします。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 52 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 52 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 12. 第 53 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 12、第 53 号議案、新宮町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 克博君） 第 53 号議案、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。改正の理由といたしまして、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された満 3 歳以上限定小規模保育事業に関する基準の整備、並びに小規模保育事業所 A 型などにおける理学療法士などの配置に関する特例基準の整備等を行うため、新宮町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表にて説明いたします。6 ページをお願いします。第 3 条については、最低基準の目的を定める規定に満 3 歳以上限定小規模保育事業を追加するものです。7 条については、保育所などとの連携について定めるものであり、満 3 歳以上限定小規模保育事業者は、保育内容支援や代替保育の提供に係る連携協力を行う保育所などを確保しなければならないこととするものであります。8 ページをお願いいたします。第 19 条については、家庭保育事業所等が定めるべき規定について、満 3 歳以上の幼児の利用定員について加えるものです。第 28 条については、小規模保育事業の区分を定めるものであり、小規模保育事業 A 型に 3 歳以上限定小規模保育事業を追加するものです。第 30 条、第 32 条、第 45 条及び第 48 条については、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型、または事業所内保育事業を行う事業所において、理学療法士などを 1 人に限り保育士とみなすことができることとする規定を追加するものであり、保育士とみなす当該理学療法士などや看護師などが保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないとする規定を定めるものです。12 ページをお願いします。附則 3 条は、連携施設に関する経過措置を定めるものであり、満 3 歳以上限定小規模保育事業者については、当該経過措置の対象外とするものです。附則第 6 条は、小規模事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所のは、職員配置に係る特例を定めるもので、満 3 歳以上限定小規模保育事業にも適用するものです。戻りまして、4 ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。また、令和 7 年改正法附則第 3

条第4項の経過措置について、基準府令の基準を条例で定められた基準とみなす期間の終期を本条例の公布日といたします。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第53号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第53号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第54号議案

○議長（松井 和行君） 日程第13、第54号議案、令和8年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第54号議案、令和8年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ428万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,989万2,000円とするものでございます。

歳出について説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、4月の人事異動に伴う人件費と10節にマイナンバーカードと保険証の一体化周知チラシの印刷費用の追加補正を行っております。2款2項2目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、今年度の支払いの対象となる高額介護合算療養費の算定金額が予算額を上回ったため、追加補正を行っております。高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険における1年間の自己負担額の合計額が所得区分に設定された限度額を超えた場合に、限度額を超えた額を支給するものでございます。12ページ、13ページに給与費明細書を添付しております。

歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。3款1項1目総務費国庫補助金、1節一般管理費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードと保険証の一体化周知チラシ印刷費用の特定財源となっております。4款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金は、高額介護合算療養費の追加補正に対する特定財源となっております。5款1項1目一般会計繰入金、2節職員給与費等繰入金は、人件費の追加補正に伴う一般会計からの繰入金、6節その他一般会計繰入金は、収支調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 54 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 54 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 14. 第 55 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 14、第 55 号議案、令和 8 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第 55 号議案、令和 8 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ 145 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,652 万円とするものでございます。

歳出について説明いたします。10、11 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、4 月の人事異動に伴う人件費の追加補正を行っております。12、13 ページに給与費明細書を添付しております。

歳入について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、2 節一般会計繰入金は収支調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 55 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 55 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 15. 第 56 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 15、第 56 号議案、令和 8 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（森 真二君） 第 56 号議案、令和 8 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について説明いたします。1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,030万8,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳出から説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費、10節需用費の修繕料につきましては、相島診療所におきまして、4月中旬に診察室の水道の漏水に伴う修繕を実施し費用を要したため、今後の修繕に備えまして増額するものでございます。

歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。3款1項1目一般会計繰入金で、収支調整を行うものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第56号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第56号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第57号議案

○議長（松井 和行君） 日程第16、第57号議案、令和8年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（道脇 繁君） 第57号議案、令和8年度新宮町水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出。第2条、令和8年度新宮町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款水道事業収益は、補正予算額2万円を増額し、合計7億6,125万7,000円とするものです。支出、第1款水道事業費用は、補正予算額47万3,000円を減額し、合計7億8,278万5,000円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費105万4,000円を減額し、合計8,128万9,000円とするものです。次に、他会計からの補助金。第4条、予算第10条中、補助金の額を2万円増額し、「1,544千円」に改めるものです。8ページ、9ページの補正予算説明書をお願いいたします。収益的収入及び支出。まず、支出から説明いたします。1款1項3目総係費のうち、給料等の人件費に関するものは、4月の人事異動に伴い減額するものです。また、委託料につきましては、土地区画整理事業地内の住居表示に伴うシステム

の改修費として 56 万 1,000 円を増額するものです。次に、収入の説明をします。1 款 2 項 2 目補助金の他会計補助金は、4 月の人事異動に伴い、児童手当補助金を 2 万円増額するものです。最後に、4 ページから 6 ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 57 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 17. 第 58 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 17、第 58 号議案、令和 8 年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（道脇 繁君） 第 58 号議案、令和 8 年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1 ページをお願いします。収益的収入及び支出。第 2 条、令和 8 年度新宮町公共下水道事業会計予算、第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第 1 款下水道事業収益は、補正予算額 48 万円を減額し、合計 10 億 1,200 万 6,000 円とするものです。支出、第 1 款下水道事業費用は、補正予算額 464 万 7,000 円を減額し、合計 9 億 7,594 万 9,000 円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第 3 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費 454 万 1,000 円を減額し、合計 6,478 万 3,000 円とするものです。次に、他会計からの補助金。第 4 条、予算第 10 条中、補助金の額を 48 万円減額し、「156,905 千円」に改めるものです。8 ページ、9 ページの補正予算説明書をお願いいたします。収益的収入及び支出。まず、支出から説明いたします。1 款 1 項 4 目総係費のうち、給料等の人件費に関するものは、4 月の人事異動に伴い減額するものです。また、委託料につきましては、土地区画整理事業地内の住居表示に伴うシステムの改修費として 37 万 4,000 円を増額するものです。次に、収入の説明をいたします。1 款 2 項 2 目補助金の他会計補助金は、4 月の人事異動に伴い、児童手当補助金を 48 万円減額するものです。最後に、4 ページから 6 ページにかけて給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。予算とは直接関係ないんですが、梅雨を迎えて線状降水帯が発生する時期にやってきました。昨年の浸水被害を受けて、今後の対応策を検討するという報告は受けていましたが、具体的に何がしかの取組をやっとる、もしくはやりますという話はまだ今現在、我々は聞いていません。そういう状況の中で今年の梅雨、それから夏、台風時期を迎えるに当たって、どういう対応をするのか、今年1年。要は、予算化されていない事業が多々あるんだろうと思いますが、当面どういう対応をするのか、その方向性があるのかないのか、その辺をお聞かせください。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（道脇 繁君） はい。お答えいたします。先日の台風が近づいてきたときもそうなんですけども、職員が事前に情報を収集いたしまして、職員及び管理事業者とあわせて、前日からの待機、資機材の準備に努めております。昨年度から継続して仮設のポンプ等を設置したままで、今年度、本設という形で移行する予定にしておりますので、そういった資機材をフルに活用しながら進めていく予定にしております。昨年度、被災の原因になりました流入ゲートについては、復旧が終わっておりますので、いざ流入が過多になる場合はゲートを閉める、見極めも重要にはなるんですけれども、状況に応じて操作をするというような形で対応してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） それと同時に、一般的に言われる災害対応で自助、共助、公助という言葉が使われますが、その自助の部分で住民の皆さんに、どういう対応を求めるのかというのが、より具体的に私は提示される必要があるんだろうと思うんですね。だから、ただ単に対策本部を設置しました、避難勧告を出しましたということではなくて、具体的にこういう行動をとってくださいというような情報提供は、これから特にインフラ整備が進む前の段階としては、大いに必要になる可能性があると思います。ですから、どういう形でその情報提供するのか、これは上下水道課だけではなくて、地域協働課、要するに町全体としてどういう情報の提供の仕方をするのかということを真剣に考える時期だろうというふうに思いますので、昨年と同じような轍を踏まないように、これから取り組む姿勢を再度、綿密に検討していただきたいというふうに思います。その点について、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。先ほどの私の招集の挨拶の中でも申し上げましたとおり、今、横大路議員がおっしゃいましたように、昨年の轍はもう踏まないような対策をとりたいというふうに考えております。アクア新宮処理場に関しましては肅々と予算を編成いたしまして、事業を続けておるところでございます。また、先ほど申しましたように気象情報の発表の形も変えておられますので、それを広報等ではもう周知いたしておって、町民の皆様にはある程度、周知は図られているだろうと思いますけれども、それを今一度ホームページ、あるいは LINE 等を使って周知徹底してまいりたいと思っております。また、もう物理的に、もう今度水が入らないような政策はもう出水期前の関係課の会議等も来週行うようにしておりますので、そこでまた関係課には周知徹底して、見た目が悪いですけど、水が入りそうなところは土嚢を置くなり、そういったものの準備をきちんとさせて梅雨を迎えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第 58 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 58 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 18. 第 59 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 18、第 59 号議案、令和 8 年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第 59 号議案、令和 8 年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,150 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 189 億 948 万 5,000 円とするものでございます。

第 2 条、地方債の補正につきましては、5 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債補正は、追加として 1 事業を計上しています。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、新宮小学校昇降機設置事業について、当初予算では、学校施設環境改善交付金とふるさと応援基金繰入金を財源として予定しておりましたが、新宮小学校施設整備事業債を財源として事業を行うこととしたことにより計上するものでございます。

それでは、歳出の説明をいたします。今回の補正予算は、主に4月1日付で実施された人事異動及び会計年度任用職員の採用等に伴うものとなりますので、それらに伴う人件費に関する説明は省略させていただきます。また、ふるさと応援基金の充当一覧を配付しておりますので、ご参照ください。

それでは16、17ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費、7節会議等出席謝金は、遺留金紛失事案に係る再発防止検討委員会設置に伴う報償費を計上するもの、18節派遣職員負担金は、スマートインターチェンジの設置や都市計画道路三代・的野線等の事業の推進を図るため、福岡市から派遣された職員の人件費の負担金を計上するものです。7目電算管理費、10節修繕料は、納付書等を印刷する印刷機が故障したことにより費用がかかり、当初計上していた予算の不足が想定されるため計上しています。13節システム利用料は、システム標準化に伴い官公庁クラウドサービス利用料が追加で必要となることによる増額計上でございます。

18、19ページをお願いいたします。3項2目住居表示費、12節住居表示整備事業委託料は、住居表示の実施に伴い住民記録の修正が必要となりますので、このシステム対応費用を計上したものです。

22、23ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費、27節国民健康保険特別会計繰出金は、当該特別会計への繰出金で増額計上しております。6目重度障害者医療対策費、すみません、先のページとなりますけども26、27ページをお願いいたします。2項5目子ども医療対策費及び6目ひとり親家庭等医療対策費については、いずれも12節のシステム改修委託料になりますが、医療費助成オンライン資格確認に対応するためのシステム改修費用を計上したものです。特定財源として、15款2項2目5節、15款2項2目6節及び15款2項2目7節地域診療情報連携推進費補助金をそれぞれ充当しております。

戻りまして、24、25ページをお願いいたします。3款1項9目後期高齢者医療対策費、27節後期高齢者医療特別会計繰出金は、当該特別会計への繰出金で増額計上となっております。

26、27ページをお願いいたします。3目児童福祉施設費、10節消耗品費、14節施設整備工事費及び17節学童保育所用備品購入費は、各学童保育所の状況を鑑み、新宮東小学校学童保育所を1クラブ増設することに伴い必要となる消耗品、備品の購入費用、見守りカメラ設置工事費を計上するものです。4目シーオーレ新宮管理費は、特定財源、15款2項2目3節地域未来交付金を増額し充当、19款1項3目1節ふるさと応援基金繰入金の一部を減額し充当したことによる財源更正です。4款1項1目保健衛生総務費、27節相島診療所事業特別会計繰出金は、当該特別会計への繰出金で増額計上しています。

30、31ページをお願いいたします。2項1目清掃総務費は、玄界環境組合に派遣している職

員のうち1名が、令和7年度までとなったことに伴い、特定財源、21款5項3目1節派遣職員人件費返納金の一部を減額し充当しております。6款1項1目農業委員会費、18節糟屋地区農業委員会協議会負担金は、3年に1度実施される当該協議会の各市町農業委員会会長の視察研修に係る負担金の通知を受け計上するものです。

32、33 ページをお願いします。7款1項3目観光費、8節特別旅費は、九州オルレ認定地域協議会を代表して、九州のオルレコース PR のため、2026 済州オルレウオーキングフェスティバルに参加する旅費を計上するものです。34、35 ページをお願いします。8款4項5目新宮スマートインターチェンジ（仮称）事業費は、今回新たに目を設けるもので、令和7年12月に新宮スマートインターチェンジ（仮称）が連結許可された後、NEXCO との協議を行い、事業を進めていくに当たり必要な予算として、7節報償費、8節普通旅費、10節食糧費及び12節新宮スマートインターチェンジ（仮称）設置調査委託料を計上するものです。

36、37 ページをお願いいたします。9款1項4目防災費、14節防災施設整備工事費は、集中豪雨時に道路などの浸水被害状況を把握するため、浸水検知センサーを3か所設置するための費用です。19節災害見舞金は、令和8年5月1日に上府区内で発生した住宅火災により全焼した住家の世帯主に支給する見舞金を計上するものです。

38、39 ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費、12節冷暖房設備保守点検委託料ですが、旧新宮東幼稚園の施設・整備の維持管理については、当分の間、学校教育課で行っており、冷暖房設備は本年度使用しないこととしておりました。しかし、シーオーレ新宮の大規模改修に伴い、施設利用ができない期間が生じるため、その代替として旧新宮東幼稚園を使用することとなり、冷暖房設備のフィルター清掃の保守が必要となったため計上するものです。2項4目新宮小学校管理費は、特定財源、15款2項7目3節学校施設環境改善交付金及び19款1項3目1節ふるさと応援基金繰入金の充当の一部を減額、22款1項6目1節新宮小学校施設整備事業債を増額し充当したことによる財源更正です。8目新宮東小学校管理費、17節学校管理用備品購入費は、大判プリンターが故障し修理が高額となったため、買い替え費用を計上するものです。特定財源として、15款2項7目4節学校施設環境改善交付金の充当の一部を減額しております。

40、41 ページをお願いいたします。3項2目新宮中学校管理費、17節学校管理用備品購入費は、クラス数の増加に伴い、電子黒板が不足することとなるため、電子黒板1台を購入するものです。

42、43 ページをお願いいたします。6項1目社会教育総務費、18節文化振興財団補助金は、自治総合センターのコミュニティ助成金活用事業が不採択となったため、減額計上するものです。特定財源として、21款5項3目1節コミュニティ助成金の一部を充当の一部を減額し

ております。3 目公民館事業費、18 節コミュニティ助成事業助成金は、緑ヶ浜区公民館建て替えに伴い、自治総合センターのコミュニティ助成金を申請していましたが、不採択となったため減額計上するものです。特定財源として、19 款 1 項 3 目 1 節ふるさと応援基金繰入金の一部を増額し充当、21 款 5 項 3 目 1 節コミュニティ助成金の充当の一部を減額しております。

44、45 ページをお願いいたします。7 項 3 目体育施設費は、特定財源、15 款 2 項 7 目 6 節民間資金等活用事業調査費補助金の充当を減額、19 款 1 項 3 目 1 節ふるさと応援基金繰入金の一部を増額し充当したことによる財源更正です。13 款 2 項 1 目公営企業支出金、18 節児童手当負担金は、水道事業会計及び公共下水道事業会計に対する児童手当の負担金を減額計上しています。

次に、歳入について説明いたします。歳出説明時に説明したものは省略させていただきます。

戻りまして、10、11 ページをお願いいたします。15 款 2 項 2 目 3 節民間資金等活用事業調査費補助金は、令和 7 年度歳出予算から繰り越した 3 款 2 項 1 目旧新宮東幼稚園再利用 PPP・PFI アドバイザリー業務委託料の特定財源として計上しております。19 款 1 項 2 目 1 節財政調整基金繰入金で収支調整をいたしております。

なお、46 ページから 48 ページにかけて給与費明細書をつけておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7 番 大牟田 直人君） はい。2 点伺います。まず、36、37 ページの 9 款 1 項 4 目 14 節の防災施設整備工事費のところ、浸水センサー3 か所っていう話があったんですけど、どこにつけるのかという話と浸水センサーがどんな浸水センサーで、どのように使っていくのかっていうところを教えてください。

もう 1 点ですね、38、39 ページの 10 款 1 項 2 目 12 節冷暖房設備保守点検委託料、旧新宮東幼稚園のところの話でしたけど、現在、新宮東幼稚園のところってオレンジクラブが使っていると思うんですけど、そこはどのような使用に、今使っているのはどうなるのかっていうのを教えてください。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。お答えいたします。まず 36、37 ページの浸水センサー、この 3 か所つける、この位置はどこでしょうかということでございます。3 か所、1 か所目ですけれども、まず新宮北小学校、その国道 3 号側水路がございますが、その辺りに 1

か所つけようと考えております。次に2か所目なのですが、夜臼2区内ということなんですけども、以前 JA の粕屋農協さんの夜臼支所がございましたが、その前に散髪屋さんとかございますけども、あのあたりの水路に1か所、それと3か所目ですけども、夜臼4区、アーサーマンションになりますが、前の道路、ちょうど整骨院さんなどがございまして、あそこはちょっとかなり低くなっておりまして、令和7年8月、10月の大雨のときも浸かったというのがございましたので、ここに付けたいと思っています。3か所、考えております。使い方ということでございますが、センサーは四角い箱状になっておりまして、そこに水がかかったぐらいでは感知を当然しないんですが、水がたまりますと LINE を活用しまして、こちらのほうに情報が来るといった内容になっています。今回3か所設置するわけなんですけど、これを今年度いっぱい実際つけて、設置した具体的な効果、この辺を見極めながら、これを広げていくのかどうするのか、もしくは機械を変えとか、そういったことも検討しなくちゃなりません。はい。それと、もしかしたら来年以降増やすとかいうことになれば、つける場所、これについても当然検討が必要でございまして。それで、上下水道課とか都市整備課のほうで、雨水の調査等々、今からやってる部分、今からやる分ございまして、その辺の調査結果を踏まえながら、いろいろ、どこが1番効果的だろうかというのを検討した上で、今後どうしていくのか、それを具体的に考えたいと思っています。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三船 史郎君） はい。旧新宮東幼稚園の利用についてなんですけど、現在、東中学校のオレンジルームとして活動の場所として利用もさせていただいているところでございますが、今回シーオーレ新宮の改修工事に伴いまして、シーオーレ新宮で子育て支援課がされている、できなくなる事業、教室であったり、そういったものを東幼稚園ですということになりますので、そちらの計画を情報共有いたしまして、東中学校のこのオレンジルームの活動と時間、日時や曜日ですね、そういったのが重複しないように調整した上で、今後も活用するという事で今、考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 理解できました。1点、LINE のことについてちょっと聞いたんですけど、確認なんですけど、浸水センサーが反応したら、担当職員に LINE が来るっていう形になるんですか。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。お答えいたします。今年度設置する3か所に関しま

しては、今、大牟田議員さんがおっしゃったように感知すれば、我々のほうに職員のほうに来るといったことになります。今年、令和8年度設置しまして、設置の効果を見極めるということになりますけども、今年つける3か所につきましては、外部に出すようなことは今のところ考えておりません。まずは、事業の効果、しっかりその辺の効果を確認しまして、それで今後それを一般の住民の方とか、この情報を得たい方に伝えていくことになる、将来的にはなると思うんですが、令和8年の設置分の3か所につきましては、まず職員のほうで把握しまして、それを例えば避難路の情報とか、そういう避難経路とかですね、そういったことに使いたいと思っていますが、まずは職員でしっかり把握して、それを外部に出していくというのは、まだはっきりは言えませんが、来年度以降になろうかと思います。まず、今年度は3か所付けて、その事業をしっかり検証する、効果を検証すると、そういったことでやっていきたいと考えております。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 参考程度に聞きたいんですけど、そのシステムというのはLINEは何か所まで送れるとかあるんですか。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。お答えいたします。制限はございません。
以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。上畝地議員。

○議員（11番 上畝地 白馬君） はい。7款の商工費、旅費の特別旅費のところ、オルレコースのPRということで、2026 済州っていう何かイベントみたいなのに参加するっていうお話だったんですけど、ちょっと具体的に、どういう規模のもので、どういうところから誰が集まってとか、それに参加する目的とかっていうのをちょっと詳細に教えてください。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲光 豊君） はい。お答えいたします。この済州のオルレフェスティバルといいますのは、韓国の済州のほうで毎年開催されておるフェスティバルで、一応、世界っていうかですね、そのオルレを世界に発信するような形で盛んに行われている中で、年1回行われています。こちらにつきまして、九州オルレの協議会に新宮町加入しておるんですが、その中で海外PR担当という担当に、令和8年度、新宮町がなることになりまして、そのPR担当としてちょっと参加する必要があるというところでございます。当然そちらに行きましては、九州オルレを代表していきますので、九州オルレの宣伝といいますか、広報を行う業務となりまして、この期間中、九州オルレのブースを会場のほうで出すんですけれども、その運営を行う必要があるということで、職員を2名派遣するように予定しております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 上畝地議員。

○議員（11番 上畝地 白馬君） はい。イメージ的にはおおよそ分かったんですが、その済州に集まる人たちのところに九州のオルレの存在を知っていただくとか、またそれにつながって新宮町のオルレをPRして、そっから海外とか、いろんなところから集客をつなげて、新宮オルレを発展させていこうという趣旨でしょうか。それであれば教えてください。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲光 豊君） はい。お答えいたします。おっしゃるとおりでございます。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） はい。30、31 ページの1項の農業費に関連してなんですけど、今、町内で民間開発が進む中で、やっぱり農地が減少している現状はあると思うんですが、農地の減少について町の農業の将来像というものを何か、どのように考えているのかなというのをちょっと伺いたいんですけど。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲光 豊君） お答えいたします。開発に伴って、いろいろ農地が減っている状況でございますが、現在残っておる農地につきまして、維持をしていく方向での農業施策等の検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 町内で、例えば福祉関係の方、福祉を絡めた形でちょっと障がいを持った方を農業に従事するみたいな動きがあったんですけども、なかなか県から許可がおりないとかっていうので、そういう取組をしようとしたけど断念したというような話をちょっと伺ったことがあります。町として、維持するっていうのであれば、何らかの形で耕作放棄地とかっていうのも減らしていく方向に向けて取り組んでいく必要があると思うんですけども、町として関与していくというか、民間の動きだけではなくて民間のそういう例えば福祉関係の取組と連携してやりたいというようなところがあると思うんですけども、そういうところと何か共に何かやっていくというような方向性っていうのは今後考えられるんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲光 豊君） はい。現在のところ、そういったお話とか、そういった状況があるわけではございません。しかしながら、国の大きな施策の流れを受けまして、新宮町としましても地域計画といいまして、農地を集約してやっていくというやり方を維持していく

やり方を進めておりますので、そういった方向での先ほど申し上げた現状のほうを維持していくという方向になっていこうかと思えます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今のところ、ちょっと農業のことで関連で質問しますが、先日、町民の方から私有地内の畑でイノシシの死骸が見つかり、役場に相談したところ、私有地なので所有者が片づけてほしいとの説明があったとの申入れがありました。しかし、一般の住民にとっては野生動物の死骸をどのように処理すべきか判断することは難しく、安全面の不安も大きいことから大変困惑されたということで、お伺いします。例えば、私有地内での野生動物死骸の取扱いについて、町として基本的な対応方針はどのようなになっているのか。また、2点目、住民から相談があった際、制度の説明でなく必要に応じて、業者紹介や安全な処理方法の案内など住民が困らないための支援は行えなかったのかということ。今回のようなケースを備え、相談窓口の対応マニュアルの見直しや住民の周知方法を改善を検討する考えはあるか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松井 和行君） 環境課長。

○環境課長（片山 勇二君） はい。お答えさせていただきます。環境課のほうにも、敷地内にカラスが死んでいるとか、猫が死んでいると、どうしたらいいかという問い合わせがっております。そのときは、うちが一般廃棄物で委託している福岡衛生工業のほうに連絡していただければ、有料にはなりますが、処理を収集していただくような形になっております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 新宮町はそういうことで、自分で処理しなさいということで、この方は古賀市に相談されたそうです。古賀市に相談したところ、業者を派遣して死骸を処理したということで、他町の自治体ではこういう野生動物とかイノシシについては、古賀市では業者を派遣して引き取ってくれたそうですけど、新宮町はそういうことで自分で片づきなさいということで言われたそうで、やはり私はイノシシがなくなったという、死骸があったということは感染とかいろんな対策上から考えると、公費のほうで処理してもよかったんじゃないかなあということで、ある程度、非常に冷たいという相談があつてはいますけど、今後そういうことについて、先ほど言いましたように野生の動物とかということで、感染とかいうことで懸念されますので、そういうところは対応されたほうがいいんじゃないかと思えますけど、見解をお伺いします。

○議長（松井 和行君） 環境課長。

○環境課長（片山 勇二君） はい。ちょっとイノシシの話は、環境課としては私としては把握していませんが、一般的に野生の鳥とかですね、そういう部分に関しても、福岡衛生のほうに連絡していただければ、申し訳ありませんが有料で処理をしている状況でございます。ちょっとイノシシが福岡衛生のほうで収集できるかどうかというのは確認はしておりませんが、その辺は少し考えていかなければならないかなと思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 課長は把握してないということよりも、担当課のほうから私有地であるから個人の私有地だから個人で片づけて処理してくださいということで、担当課のほうからそういう回答があったので、やむを得ず古賀市に相談したところ、古賀市は業者を派遣して対応してくれたということですが、ちょっと課長が知らないというのはちょっと疑問に思いますけど、そういうことについてここは担当の課長として把握していないのかなど。これは5月20日頃の案件だと聞いていますけど。

○議長（松井 和行君） 環境課長。

○環境課長（片山 勇二君） お答えします。基本的には、私有地ですので、個人、その所有者様が対応していただくということを原則にしておりますので、担当職員もそういうふうに答えたというふうには考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今言いましたように、そういうことでありましようけど、やはり私はイノシシが畑で亡くなっているとかいうのは、やっぱり感染症とかいろんなことも考えられますので、町としてその辺りの対応マニュアルとか、業者とかいろんな形で紹介するとか、いろんな形でやられるといいと思います。なぜ、古賀市のほうから引き取ってこれたかっていうのは聞いておりませんが、古賀市としてはそういうことで懸念とかいうことがあるので、業者がすぐ来て対応してくれたそうですので、その辺りについては今後考えていただきたいなというふうに思いますけども、課長どうですかね。

○議長（松井 和行君） 環境課長。

○環境課長（片山 勇二君） はい。古賀市のほうの業者が片づけたということが、ちょっと私たちも把握しておりませんので、どういう経緯でそうなったかというのは調べて、新宮町でできるかどうかということも含めて検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですね。ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 59 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 59 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 19. 第 60 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 19、第 60 号議案、工事請負契約の締結について（新宮小学校昇降機設置工事）を議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第 60 号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。1、契約の目的、新宮小学校昇降機設置工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、2 億 7,445 万円。4、契約の相手方、株式会社アルシスホーム、代表取締役、小柳義則。5、工期、契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 25 日まで。提案理由といたしまして、新宮小学校昇降機設置工事を施工するため、令和 8 年 5 月 13 日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、1、入札結果表、2、工事概要、2 ページをお願いいたします。2 ページから 3 ページにかけまして、3、位置図・配置図を添付しております。後ほどご参照ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 60 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 60 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 20. 第 61 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 20、第 61 号議案、工事請負契約の締結について（新宮東小学校校舎屋上防水及び外壁改修工事）を議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第 61 号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事

請負契約を締結するものでございます。1、契約の目的、新宮東小学校校舎屋上防水及び外壁改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、3億7,902万3,310円となっております。4、契約の相手方、九州建設株式会社、代表取締役社長、井山裕。5、工期、契約締結の日の翌日から令和9年3月1日まで。提案理由といたしまして、新宮東小学校校舎屋上防水及び外壁改修工事を施工するため、令和8年5月13日に指名競争入札により工事請負人を定めました。その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、1、入札結果表 2、工事概要、2ページをお願いいたします。3、位置図・配置図を添付しております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 工事請負契約ですけど、先ほど町長も言われましたけど、今ナフサの原料が足りないということで、いろんな塗料とか材料が生産が間に合わない、非常に高騰しているというふうなことで、ナフサの現状の供給が不安定な状況が続いており、例えば防水材の入荷遅延が懸念されています。この状況を踏まえ、工期に影響が出るリスク評価をどのように行っているのか。また、リスク発生時の代替措置や工程調整の方針について何かもってあれば伺います。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三船 史郎君） はい。今回、新宮東小学校の外壁改修工事、それから屋上防水工事を行っておりまして、入札が終わっておりまして、まだ詳細な、この議会で議決をいただいた後なんです。工事の打ち合わせを行う中で、そういう今、問題のナフサ不足による塗料の調達の遅延があるのかどうか、そういった状況も踏まえながら、工期が3月1日なので、その中で工程が組めるのかというのは業者と協議しながら、確認していきながら適切に対応したいと思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） ぜひ、その辺りについては今、物価高騰もありますし、ナフサがないので、いわゆる塗料とかいろんな面について足りないことで、納品ができないとか、そういうことについて盛んに報道されていますので、その辺りについては、契約業者としてしっかり工程、いろいろな内容等について、工期まで間に合うのかというのをぜひ確認をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 答弁はよろしいですね。ほかにございますか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。くじ引きで、今回、落札者が決まったということで、要は最低制限価格を公表しているんですよね。その基準とかいうのはあるんでしょうか。要は、前の議案は公表してないんでしょ。第60号議案。しているなら、しているって言ってもらっていいんですよ。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。今年から、最低制限価格を設定したものについては、全て公表させていただいています。はい。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ということは、もうちょっと議決しましたけども、前の議案も公表しているけど、そこまで追いついてなかったという捉え方でよろしいんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。おっしゃるとおりでございます。

○議長（松井 和行君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第61号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第61号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第62号議案

○議長（松井 和行君） 日程第21、第62号議案、工事請負契約の締結について（新宮東小学校体育館空調機設置等工事）を議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第62号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。1、契約の目的、新宮東小学校体育館空調機設置等工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、9,452万1,001円となっております。4、契約の相手方、因建設株式会社、代表取締役、因善嗣。5、工期、契約締結の日の翌日から令和9年1月8日まで。提案理由といたしまして、新宮東小学校体育館空調機設置等工事を施工するため、令和8年5月13日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、1、入札結果表 2、工事概要、2ペ

ージをお願いいたします。2 ページ、3 ページに 3 といたしまして、位置図・配置図を添付しております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。片岡議員。

○議員（2 番 片岡 誠治君） 随時、学校の体育館には空調設備が設置されてあるんですけど、新宮中学校の横にある町民体育館、これは公共施設であると思うんですけど、今では卓球部とかが使用しているという話を聞いて、現在では 30 名から 40 名ぐらいの部員がおられるそうなんですけど、この体育館には空調設備を設置する予定はあるんでしょうか、ないんでしょうか。すみません。関連質問で申し訳ないんですけど。

○議長（松井 和行君） 社会教育課長。

○社会教育課長（桐島 貴幸君） はい。議員ご質問の空調に関しましては、令和 8 年度におきましては、LED の部分については改修させてもらうんですけども、現在、新体育館の構想に向けて行ってきておりますので、今、町民体育館に関しての空調設備は今のところ検討しておりません。

○議長（松井 和行君） 片岡議員。

○議員（2 番 片岡 誠治君） 今のところ、ということなんですけど、この新体育館の建設を今からずっと計画を立てていくようになっていると思うんですけど、今現在、新宮中学校マンモス校であるんですけど、今後、下府の区画整理等が終われば、まだまだこの先 10 年、15 年の間は中学生が減っていくような可能性というのは低いと思うんですよ。新体育館を建設するにしても、相当先になると思うんですよね。そして、また今現在の体育館もその町民体育館もすぐ壊すかどうかというところでは、例えば、やはりそこも検討する余地があると思うんですけど、そうなったときに今の中学生の子どもたちのやっぱり体育館を使用するに当たって、この猛暑の中、安全で安心してやっぱり使えるような状況というのは、10 年先までは検討しないといけないと思うんですけど、ここをどうにかやっぱり予算を組んでできないといけないんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三船 史郎君） はい。この新宮中学校の生徒数が今後増加するということと、この町民体育館を今後どう活用していくのかというのは、社会教育課とそれぞれ政策調整会議等で、今後の方針については検討させてもらっております。その中で、当面は議員がおっしゃったように、生徒数は増加傾向にあるだろうということなんで、当面の間はこのまま学校教育施設としても使わせていただきたいということで今、方針は町としては方針は定めております。その中で、体育という学習が暑い中でできるのかというのがありますので、今

のところは空調機の設置はしないという方針ではありますんで、その中でまた今後、状況が変われば、その都度、検討していければなというふうには考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにありますか。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。これ答えられるかどうか分かりませんがね。3 つ案件ありましたよね、昇降機、それから外壁、そして空調ですか。各々大体 10 社ぐらいの競合になっとるんですけど、もうこれ町に所在する会社と何か3 物件とも1 社ぐらいしかないけど、この辺のものは難しいんですかね。参加するのは技術的に難しいかということと、例えばこの今の因建設さんですか、受注されているところなんかについては、これ中学校とか小学校の体育館の空調なんで、実績がありますよね。新宮中学校とか東中とか、去年ね。この辺のところのほうには、入札に参加されませんかとかいうような、そういう案内はされていないんですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えいたします。それぞれの工事、工種や金額に応じまして、ランクづけがございます。それとあと金額によつての何社入札ということで、基準がございますので、その基準を満たしている業者さんでの選考になっております。すみません、全てのランクをちょっと覚えていないんですけども、高いランクにはなつてきますので、町内業者の方についても少し絞られてくる形にはなっております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにごありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 62 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 62 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 22. 第 63 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 22、第 63 号議案、工事請負契約の締結について（新宮庁舎大規模改修工事（第 2 期））を議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第 63 号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。1、契約の目的、新宮町庁舎大規模改修工事、第 2 期工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、2 億 900 万円でございます。4、契約の相手方、株式会社荻原工務店、代表取締役、荻原耕一郎。5、工期、契約締結の日の翌日

から令和8年12月11日まで。提案理由といたしまして、新宮町庁舎大規模改修工事（第2期）を施工するにあたり、令和8年5月14日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、1、入札結果表 2、工事概要、2 ページをお願いいたします。3 といたしまして、位置図・配置図を添付しております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。さっきも3番議員から出ていましたけども、ちなみにこの仕事、ランク的にはどのランクになるんですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） すみません。こちらの工事については、AA のランクになります。はい。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 金額でですね、AA とか A とかいうことを入札の指名に入れていると思うんですが、AA ランクしか入札の資格がない請負金額の額って、いくらやったんですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えいたします。AA については、金額については1億5,000万円以上ですね。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ちょっと前のことで記憶は定かでないんですけども、前年から、その前からずっと空調とかいろいろやっていますよね。地元業者の人も落札されてやっているんですが、その分で1億5,000万円とかいうふうな、要はこれ設計価格かな、1億5,000万円っていうのは。予定価格か、1億5,000万円という工事はなかったんですか。これ、後でいいですけど、総務委員会のときでいいですけどね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） すみません。全て記憶しておりませんので、後で報告させていただきます。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第 63 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第 63 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 23. 第 64 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 23、第 64 号議案、町道路線の認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（内兼久 康宏君） それでは、第 64 号議案、町道路線の認定について、ご説明いたします。今回認定する路線は路線番号 688 路線で、路線番号、起点、終点、道路の種別は、記載しているとおりでございます。理由といたしまして、相島地区の急傾斜地崩壊対策事業工事の施工のため、利用した道路を火災時の消防車進入や高潮時の避難場所を避難場所としての利用目的に、町道として整備された箇所の路線の認定を行うもので、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、位置図、路線図を添付しておりますので、ご参照ください。赤枠で囲っている箇所が該当地となります。車両の転回場所も含めているため、平均幅員が 13.09 メートルとなっておりますが、転回場所を除く幅員は約 4 メートル程度となっております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8 番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。まず、この事業はさっき説明がありましたように、県の急傾斜地対策事業ということで十数年前に県から町へ情報が入ってという経緯があるんですが、当初計画されている事業地、要するに今回の町道認定箇所というのは全体の中の一部だろうというふうに思うんですが、まず、当時、説明を受けた内容と今現在の計画が変わっているのか、変わっていないのかを確認したいんで、現状把握されている全体計画の説明をまずお願いをしたいと思います。それから、今回の町道として認定するエリアが、全体計画の何パーセントぐらいに当たるのか。これをご説明ください。そして、今現在、この詳細図の中にある県の管理用道路として指定されている部分が今後どうなるのか、ということをまずご説明ください。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（内兼久 康宏君） はい。全体計画といたしましては、すみません、ちょっとまだ詳細に把握していないところがあるんですけども、大体今回、全体の 3 分の 1 程度が事業完了しているというところでございます。今後の見通しといたしましては、地権者さんの

ほうの寄附のお願いをして、その後、再開をさせていただくということで、また今年度から地権者との協議をさせていただくということでございます。あと、全体の事業費の数字等に関しましては、後ほど委員会等でご報告をさせていただくということでもよろしいでしょうか。すみません。事業費じゃない、事業量です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 聞きたいのは、要するにもともと急傾斜地対策事業として、県がこういう事業をやりますという説明が十数年前にあって、それが用地買収、用地の寄附、その他の手続きで延び延びになって、今回これだけの部分が事業ができましたよと。それが全体的にどれぐらいの全体の中のどれぐらいですかという今ご説明があったように30パーセントですと。残りを含めて、事業全体像がどういう計画なのかをもう一度説明してください。これは多分、町に全体計画として説明があつとるはずなんですよ。もしなければ、県に確認して、全体事業はこういうものですよということをご説明いただければいいです。ですから、その情報をきちんとね、当時、我々が説明を受けたことと、今現在の状況が変わってるのか、変わっていないのかを確認したいので、そういう質問をしているんですよ。だから、事業費が何ぼかかるのはどうでもいいです。県がやるんですから。その辺のご説明をいただきたいと。把握してなければ、把握した段階で情報提供してもらえばいいです。それが私の質問の趣旨。それから、さっきも言いましたように、横に県管理道路という形で書いてあるじゃないですか。これが、今はその工事用の取付け道路だろうというふうに思うんですが、最終的にこの道路が町道となつてね、町へ移管されるのかどうかということも含めてお聞きしたいということを言つとるんです。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（内兼久 康宏君） 失礼いたしました。全体事業につきましては、図面等で後日、提示をさせていただきたいと思います。残りの県の管理する道路につきましては、管理道路につきましては幅員が約3メートルほどついているところでしか幅がとれないというところで、あと柵等の設置、落ちてしまうと今度のちのち管理、例えば土砂がたまってしまった土砂を除去するとかいう作業の支障になりますので、ちょっとそれ以上の柵等を設けることができない箇所が今回の箇所に関しましてはそういった形になりますので、町道に移管というところは今のところ予定ございません。今後、進めていく事業の中で、必要というか町道認定ができるようなところに関しましては、県と協議しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 今のご説明だとですね、当時、事業説明があつたときには、

さっき説明の中にも一部ありましたが、例えば緊急時、火災時に消防車両がそこを通行できるようにって、今の町道だけしか通れないんだったら、その目的は達しないでしょ。だから、やはり県と交渉するに当たって地域の皆さんの声、緊急時の避難用、それから消防車両、緊急車両の通行用、様々な利用目的を地元の皆さんおっしゃತ್ತるわけですから、これを実現するためにはどういう形状のどういう道路を整備するのが必要なのか、その時も例えば、県はここまでしかやりませんが、それ以上求めるんだったら、それ相応の費用を町で負担してくださいというような話もあったはずなんです。ですから、それがどうなっとるのか、どういうふうに今までの歴代の都市整備課で引き継がれてきたのか。我々、当時の説明では私はそう聞いています。でも、それは引き継がれてないでしょ、今の説明からすると。だから、結局それで単純に今の都市整備課の対応が県とのやりとりで、もう県はこれじゃありませんよ、そうですかで終わったら、所期の目的達しないでしょ。それをねきちんとやっぱり把握して、今後対応していかないかんし、どうするのかっていうような行政内部で、執行部も含めて検討する必要があるんじゃないかなあというふうに思いますので、今の答弁は答弁として結構ですから、もう一度ゼロベースでもう1回調査し直してください。

以上です。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（内兼久 康宏君） はい。ありがとうございます。過去の経緯を踏まえまして今後、住民の声を聞きながら検討、協議を進め、内部で検討して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第 64 号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第 64 号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。庵原委員長、よろしくお願いします。

日程第 24. 報告第 9 号

○議長（松井 和行君） 日程第 24、報告 9 号、専決処分の報告について。損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（森 真二君） 報告第 9 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第

1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分しましたので報告するものでございます。内容について説明いたします。1 ページをお願いいたします。内容としまして、令和 8 年 1 月 22 日に、職員が公用車で粕屋医師会館に行き、駐車場に車を停め下車しようとしたところ、運転席のドアが強風にあおられ、右隣に駐車されていた車両に当たり、相手方のドアの一部を破損させた事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償し和解するものです。1、損害賠償額、5 万 5,000 円。2、損害賠償及び和解の相手方は、2 ページに記載しておりますので、ご参照ください。3、和解の条件としまして、本件に関して、上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 25. 報告第 10 号

○議長（松井 和行君） 日程第 25、報告 10 号、令和 7 年度新宮町水道事業会計予算繰越計画書の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（道脇 繁君） 報告第 10 号、令和 7 年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを説明いたします。地方公営企業法施行令第 19 条の規定に基づき、令和 7 年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により議会に報告するものです。

1 ページをお願いいたします。令和 7 年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の 1 款 1 項、事業名、三代地区土地区画整理事業に伴う配水本管布設替工事、第 2 工区は、三代土地区画整理事業地内で同時期に埋設する他の事業管や雨水管等との離隔確保など、事前調査に時間を要したことによるもので、3,572 万 2,000 円を翌年度繰越額として計上しております。財源内訳としましては、消火栓設置に係る負担金 54 万 8,000 円、企業債 3,510 万円、損益勘定留保資金 7 万 4,000 円を充てております。次に、事業名、原上地区配水管布設替工事（第 2 工区）は、下水道本管渠築造工事の遅れによるもので、3,110 万 3,000 円を翌年度に繰越額として計上しております。財源内訳としましては、全額、公共下水道事業からの負担金を充てております。最後に、事業名、新宮・下府地区配水管布設替工事（第 11 工区）につきましては、旧県道横断部や下水道圧送管の埋設状況確認など、事前調査に時間を要したことによるもので、2,860 万円を翌年度繰越額として計上しております。財源内訳としまして、消火栓設置に係る

負担金 54 万 8,000 円、企業債 2,800 万円、損益勘定留保資金 5 万 2,000 円を充てております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 26. 報告第 11 号

○議長（松井 和行君） 日程第 26、報告第 11 号、令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（道脇 繁君） 報告第 11 号、令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを説明いたします。地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものです。

1 ページをお願いします。令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の 1 款 1 項、事業名、処理場建設改良事業は、汚泥脱水機増設に係る事業で、令和 6 年度から 3 か年の計画で実施しており、資材の調達に時間を要したことから令和 6 年度から令和 7 年度に繰越したことで、令和 7 年度の予定の事業が令和 8 年度に繰り越されたものです。総額 3 億 5,400 万円のうち 7,100 万円を翌年度繰越額として計上しております。財源内訳としまして、国庫補助金 3,905 万円、企業債 3,190 万円、損益勘定留保資金 5 万円を充てております。次に事業名、水処理施設増設事業は、日本下水道事業団と協定を締結し進めている事業で、デザインビルド方式による発注方式で推進しておりましたが、入札不調により発注方式の再考による遅れによるもので、4,800 万円を翌年度繰越額として計上しております。財源内訳としましては、国庫補助金 2,400 万円、企業債 2,400 万円を充てております。最後に、事業名、処理場災害復旧事業は、昨年 8 月の大雨により被災した新宮中央浄化センターの復旧に関する事業で、資機材の調達や現場操作盤の製作に時間を要しているもので、1 億 1,600 万円を翌年度繰越額として計上しております。財源内訳としましては、国庫補助金 6,186 万円、企業債 1,650 万円、損益勘定留保資金 3,764 万円を充てております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 27. 報告第 12 号

○議長（松井 和行君） 日程第 27、報告第 12 号、令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（道脇 繁君） 報告第 12 号、令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを説明いたします。地方公営企業法施行令第 19 条の規定に基づき、令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により議会に報告するものです。

1 ページをお願いいたします。令和 7 年度新宮町公共下水道事業会計予算繰越計算書の 1 款 1 項、事業名、新宮中央浄化センター非常用ポンプ設置工事は、機械の製作に時間を要したことにより、410 万 6,000 円を繰り越すもので、財源内訳としまして全額損益勘定留保資金を充てております。次に、事業名、新宮中央浄化センター再度災害防止検討・計画策定業務委託は、令和 7 年度当初予算で計上しておりました内水浸水想定区域図策定業務や浸水対策計画など、他の関連業務との調整に時間を要したことにより、1,786 万 4,000 円を繰り越すもので、財源内訳としまして、全額、他会計補助金を充てております。次に、事業名、新宮ポンプ場分流流入ゲート改築工事は、機械製作に時間を要したことにより、474 万 4,000 円を繰り越すもので、財源内訳としまして、企業債 470 万円、損益勘定留保資金 4 万 4,000 円を充てております。次に、事業名、大坪中継ポンプ場 No.1 ポンプ更新工事は、機械製作に時間を要したことにより、199 万 8,000 円を繰り越すもので、全額、損益勘定留保資金を充てております。次に、事業名、原上地区下水道管渠築造工事（第 7 工区）は、通信及びガス管など他埋設物管理者との調整に時間を要したことにより、4,500 万円を繰り越すもので、財源内訳としまして、国庫補助金 2,193 万 5,000 円、企業債 2,080 万円、損益勘定留保資金 226 万 5,000 円を充てております。次に、事業名、新宮中央浄化センター膜交換工事は、資材の入手に時間を要したことにより、481 万 6,000 円を繰り越すもので、財源内訳としまして、国庫補助金 260 万 7,000 円、企業債 220 万円、損益勘定留保資金 9,000 円を充てております。次に、事業名、新宮町公共下水道事業浸水対策計画策定業務委託は、浸水対策の検討に時間を要したことにより、1,100 万円を繰り越すもので、財源内訳としまして、国庫補助金 410 万 5,000 円、他会計補助金 689 万 5,000 円を充てております。最後に、事業名、下水道管渠築造工事に伴う地下埋設物移設補償費は、他埋設物管理者との調整に時間を要したことにより、3,055 万 5,000 円を繰り越すもので、財源内訳としまして、企業債 2,900 万円、損益勘定留保資金 1,555 万 5,000 円を充てております。失礼しました。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 再度お願いします。

○上下水道課長（道脇 繁君） 失礼いたしました。訂正をさせていただきます。最後の下水道管渠築造工事に伴う地下埋設物移設補償費は、3,055 万 5,000 円を繰り越すもので、財源内訳として企業債 2,900 万円、損益勘定留保資金 155 万 5,000 円を充てております。失礼いたしました。以上で説明終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 28. 報告第 13 号

○議長（松井 和行君） 日程第 28、報告第 13 号、令和 7 年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 報告第 13 号、令和 7 年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、令和 7 年度新宮町一般会計継続費繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。

1 ページをお願いいたします。10 款 6 項社会教育費、そぴあしんぐう外壁等改修工事監理委託料につきましては、継続費の総額は 599 万 4,000 円で、令和 7 年度継続費予算現額 201 万円のうち、120 万 1,000 円を令和 8 年度に通次繰越するもので、その財源内訳は繰越金でございます。10 款 6 項社会教育費、そぴあしんぐう外壁等改修工事につきましては、継続費の総額は 2 億 6,079 万 4,000 円で、令和 7 年度継続費予算現額 8,745 万 6,000 円のうち、5,579 万 1,000 円を令和 8 年度に通次繰越するもので、その財源内訳は繰越金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 29. 報告第 14 号

○議長（松井 和行君） 日程第 29、報告第 14 号、令和 7 年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 報告第 14 号、令和 7 年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明いたします。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、令和 7 年度新宮町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものでございます。

1 ページをお願いいたします。17 事業につきまして、総額 5 億 4,683 万 1,000 円を令和 8 年度に繰り越すものでございます。その財源内訳につきましては、既収入特定財源といたしまして、その他 7,760 万円、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金 2 億 3,247 万 4,000 円、地方債 8,500 万円で、その他 303 万 6,000 円で、一般財源は 1 億 4,872 万 1,000 円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 30. 報告第 15 号

○議長（松井 和行君） 日程第 30、報告第 15 号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 報告第 15 号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の締結について。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第 2 条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について報告するものでございます。

1 ページをお願いいたします。今回の報告は、令和 8 年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの分になります。まず、工事または製造の請負契約ということで、一般会計が 10 件、2 ページをお願いいたします。特別会計が 1 件となっています。また、委託契約につきまして、一般会計が 86 件、飛びまして 10 ページをお願いいたします。特別会計が 4 件となっています。次 11 ページに、事業会計 4 会計分の工事または製造の請負契約につきましては、6 件、最後の 12 ページのほうに、事業会計の委託契約について 6 件、そちらのほうに報告させていただいております。なお、参考資料といたしまして、入札結果表を別途添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第 31. 報告第 16 号

○議長（松井 和行君） 日程第 31、報告第 16 号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。以上で報告を終わります。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 44 条の規定により議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。お疲れさまでした。

午後12時42分散会
